



発行 新潟県

号外 2
令和元年10月18日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 24 新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則(児童家庭課)
- 25 新潟県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則(児童家庭課)
- 26 新潟県卸売市場条例施行規則を廃止する規則(食品・流通課)
- 27 新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則(出納局管理課)

病院局管理規程

- 4 新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程(病院局総務課)

企業局管理規程

- 2 新潟県企業局企業職員の給与の特例に関する規程(企業局総務課)

人事委員会規則

- 6-1833 特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1834 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1835 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)



新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月18日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第24号

新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和46年新潟県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(貸付けの申請) 第2条 (略) 2 前項の貸付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) (略) (2) 次の表の左欄に掲げる資金について右欄に定める書類		(貸付けの申請) 第2条 (略) 2 前項の貸付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) (略) (2) 次の表の左欄に掲げる資金について右欄に定める書類	
左 欄	右 欄	左 欄	右 欄
(略)	(略)	(略)	(略)
結婚資金	婚姻を証する書類	結婚資金	婚姻を証する書類
<u>臨時児童扶養等資金</u>	<u>児童扶養手当証書の写し又は児童扶養手当支給停止通知書の写し</u>		
(3) (略) 3 (略)		(3) (略) 3 (略)	
(据置期間の延長) 第6条の2 令第8条第5項、令第31条の6第5項、 <u>令第37条第5項又は令附則第7条第6項（令附則第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書（別記第17号様式の2）を知事に提出しなければならない。</u>		(据置期間の延長) 第6条の2 令第8条第5項、令第31条の6第5項又は <u>令第37条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書（別記第17号様式の2）を知事に提出しなければならない。</u>	
(償還免除の申請等) 第8条 法第15条第1項（法第31条の6第5項又は法第32条第5項において準用する場合を含む。） <u>又は新潟県臨時児童扶養等資金貸付金の償還の一部免除に関する条例（令和元年新潟県条例第24号）第2条の規定により償還の免除を受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金償還免除申請書（別記第19号様式）を知事に提出しなければならない。</u>		(償還免除の申請等) 第8条 法第15条第1項（法第31条の6第5項又は法第32条第5項において準用する場合を含む。）の規定により償還の免除を受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金償還免除申請書（別記第19号様式）を知事に提出しなければならない。	
2 令第19条第1項（令第31条の7、 <u>令第38条、令附則第7条第9項又は令附則第8条第3項において準用する場合を含む。）又は令附則第7条第7項（令附則第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定により償還金の支払猶予を受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書（別記第20号様式）を知事に提出しな</u>		2 令第19条第1項（令第31条の7 <u>又は令第38条</u> において準用する場合を含む。）の規定により償還金の支払猶予を受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書（別記第20号様式）を知事に提出しなければならない。	

なければならない。

3 令第8条第3項ただし書(令附則第7条第9項において準用する場合を含む。)、令第31条の6第3項ただし書(令附則第8条第3項において準用する場合を含む。)又は令第37条第3項ただし書の規定により貸付金の繰上償還をしようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金繰上償還申出書(別記第21号様式)を知事に提出しなければならない。

3 令第8条第3項ただし書、令第31条の6第3項ただし書又は令第37条第3項ただし書の規定により貸付金の繰上償還をしようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金繰上償還申出書(別記第21号様式)を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月18日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第25号

新潟県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県青少年健全育成条例施行規則(昭和52年新潟県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(揭示及び表示)	(揭示及び表示)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 条例第22条の3第2項の規定による深夜における立入禁止の揭示は、別記第7号様式により行うものとする。	3 条例第22条の2第2項の規定による深夜における立入禁止の揭示は、別記第7号様式により行うものとする。
4 条例第22条の4第4項の規定による自動販売機等の表示は、別記第8号様式により行うものとする。	4 条例第22条の3第4項の規定による自動販売機等の表示は、別記第8号様式により行うものとする。
(深夜における青少年の立入りを禁止する営業の指定)	(深夜における青少年の立入りを禁止する営業の指定)
第12条 条例第22条の3第1項に規定する規則で定める営業は、個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させる営業とする。	第12条 条例第22条の2第1項に規定する規則で定める営業は、個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させる営業とする。
(自動販売機等による図書類の販売の届出等)	(自動販売機等による図書類の販売の届出等)
第13条 条例第22条の4第1項の規定による届出は、別記第12号様式により、次に掲げる書類を添えて行うものとする。	第13条 条例第22条の3第1項の規定による届出は、別記第12号様式により、次に掲げる書類を添えて行うものとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
2 条例第22条の4第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。	2 条例第22条の3第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
3 (略)	3 (略)
(自動販売機等による図書類の販売の変更の届出等)	(自動販売機等による図書類の販売の変更の届出等)
第14条 条例第22条の4第3項の規定による届出事項の変更の届出は、別記第13号様式により行うものとする。この場合において、当該変更が、次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。	第14条 条例第22条の3第3項の規定による届出事項の変更の届出は、別記第13号様式により行うものとする。この場合において、当該変更が、次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。
(1) 条例第22条の4第1項第1号に掲げる事項(電話番号を除く。)の変更 前条第1項第1号に掲げる書類	(1) 条例第22条の3第1項第1号に掲げる事項(電話番号を除く。)の変更 前条第1項第1号に掲げる書類
(2) 条例第22条の4第1項第5号に掲げる事項の変更(自動販売機等管理者の変更に係るものに限る。) 前条第1項第2号に掲げる書類	(2) 条例第22条の3第1項第5号に掲げる事項の変更(自動販売機等管理者の変更に係るものに限る。) 前条第1項第2号に掲げる書類

(3) 条例第22条の4第1項第5号に掲げる事項(電話番号を除く。)の変更(自動販売機等管理者の変更に係るものを除く。)住民票の写し
2 条例第22条の4第3項の規定による自動販売機等の使用の廃止の届出は、別記第14号様式により行うものとする。

第7号様式 (第5条関係)

新潟県青少年健全育成条例により、午後11時から翌日の午前4時までの間は、18歳未満の青少年の立入りをお断りします。

(略)

第8号様式 (第5条関係)

(略)

この表示は、新潟県青少年健全育成条例第22条の4第4項に基づくものである。

(略)

第12号様式 (第13条関係)

(略)

自動販売機(自動貸出機)による図書類(特定がん具類)販売(貸付け)届

(略)

下記のとおり自動販売機(自動貸出機)により図書類(特定がん具類)の販売(貸付け)をしたいので、新潟県青少年健全育成条例第22条の4第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(略)

第13号様式 (第14条関係)

自動販売機(自動貸出機)による図書類(特定がん具類)販売(貸付け)変更届

(略)

下記のとおり自動販売機(自動貸出機)による図書類(特定がん具類)の販売(貸付け)に係る届出事項を変更したので、新潟県青少年健全育成条例第22条の4第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(略)

第14号様式 (第14条関係)

図書類(特定がん具類)の自動販売機(自動貸出機)使用廃止届

(略)

下記のとおり図書類(特定がん具類)の自動販売機(自動貸出機)の使用を廃止したので、新潟県青少年健全育成条例第22条の4第3項の規定により、届け出ます。

(略)

(3) 条例第22条の3第1項第5号に掲げる事項(電話番号を除く。)の変更(自動販売機等管理者の変更に係るものを除く。)住民票の写し
2 条例第22条の3第3項の規定による自動販売機等の使用の廃止の届出は、別記第14号様式により行うものとする。

第7号様式 (第5条関係)

新潟県青少年健全育成条例により、午後11時から翌日の日の出時までの間は、18歳未満の青少年の立入りをお断りします。

(略)

第8号様式 (第5条関係)

(略)

この表示は、新潟県青少年健全育成条例第22条の3第4項に基づくものである。

(略)

第12号様式 (第13条関係)

(略)

自動販売機(自動貸出機)による図書類(特定がん具類)販売(貸付け)届

(略)

下記のとおり自動販売機(自動貸出機)により図書類(特定がん具類)の販売(貸付け)をしたいので、新潟県青少年健全育成条例第22条の3第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(略)

第13号様式 (第14条関係)

自動販売機(自動貸出機)による図書類(特定がん具類)販売(貸付け)変更届

(略)

下記のとおり自動販売機(自動貸出機)による図書類(特定がん具類)の販売(貸付け)に係る届出事項を変更したので、新潟県青少年健全育成条例第22条の3第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(略)

第14号様式 (第14条関係)

図書類(特定がん具類)の自動販売機(自動貸出機)使用廃止届

(略)

下記のとおり図書類(特定がん具類)の自動販売機(自動貸出機)の使用を廃止したので、新潟県青少年健全育成条例第22条の3第3項の規定により、届け出ます。

(略)

<p>第15号様式 (第17条関係) (略)</p> <p style="text-align: center;">裏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>新潟県青少年健全育成条例の抜粋 (立入調査等)</p> <p>第27条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、営業時間中、次の各号に掲げる場所に立ち入らせ、調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>第22条の3第1項</u>の規則で定める営業を行う場所</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> </div>	<p>第15号様式 (第17条関係) (略)</p> <p style="text-align: center;">裏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>新潟県青少年健全育成条例の抜粋 (立入調査等)</p> <p>第27条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、<u>興行を行っている時間又は営業時間中</u>、次の各号に掲げる場所に立ち入らせ、調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>第22条の2第1項</u>の規則で定める営業を行う場所</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> </div>
---	--

第2条 新潟県青少年健全育成条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第15条関係)

名 称	位 置
新潟市子ども創作活動館	新潟市
新潟市若者支援センター	新潟市
長岡市法末自然の家	長岡市
青海少年の家	糸魚川市
国立妙高青少年自然の家	妙高市
五頭連峰少年自然の家	阿賀野市
新潟県少年自然の家	胎内市

附 則

この規則中第1条の規定は令和2年1月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

新潟県卸売市場条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和元年10月18日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第26号

新潟県卸売市場条例施行規則を廃止する規則

新潟県卸売市場条例施行規則(昭和46年新潟県規則第114号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月18日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第27号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号を削り、次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号を加える。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
(1)～(347) (略)	(1)～(347) (略)
<u>(347)の2</u> 地方卸売市場認定申請手数料	
<u>(347)の3</u> 地方卸売市場認定証再交付手数料	
<u>(347)の4</u> 地方卸売市場認定証書換え交付手数料	
<u>(348)～(359)</u> 削除	
	<u>(348)</u> 地方卸売市場開設許可手数料
	<u>(349)</u> 地方卸売市場開設許可証再交付手数料
	<u>(350)</u> 地方卸売市場開設許可証書換え手数料
	<u>(351)</u> 地方卸売市場卸売業務許可手数料
	<u>(352)</u> 地方卸売市場卸売業務許可証再交付手数料
	<u>(353)</u> 地方卸売市場卸売業務許可証書換え手数料
	<u>(354)</u> 地区卸売市場開設者登録手数料
	<u>(355)</u> 地区卸売市場開設者登録証再交付手数料
	<u>(356)</u> 地区卸売市場開設者登録証書換え手数料
	<u>(357)</u> 地区卸売市場卸売業者登録手数料
	<u>(358)</u> 地区卸売市場卸売業者登録証再交付手数料
	<u>(359)</u> 地区卸売市場卸売業者登録証書換え手数料
(359)の2～(585) (略)	(359)の2～(585) (略)

附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。ただし、別表第347号の2から第347号の4までを加える改正は、令和元年12月21日から施行する。

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第4号

新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程を次のように定める。

令和元年10月18日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程

(給料月額の特例)

第1条 新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程(昭和41年新潟県病院局管理規程第17号。以下「管理職手当規程」という。)第2条の規定による管理職手当に係る区分が1種、2種又は3種の職にある職員に係る令和元年11月1日から令和6年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)の給料月額は、新潟県病院局企業職員の給与に関する規程(昭和30年新潟県病院局管理規程第5号)第2条第1項及び新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程(昭和36年新潟県病院局管理規程第8号)第2条の規定(以下「病院局給与規程第2条第1項等の規定」という。)によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。)第6条、第7条、第8条及び第10条から第13条まで並びに新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程(昭和36年新潟県病院局管理規程第8号)第3条及び第5条から第9条までの規定(以下「一般職員給与条例第6条等の規定」という。)にかかわらず、一般職員給与条例第6条等の規定に基づき定められた額から当該額に100分の8.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、管理職手当規程第2条に規定する職にある職員のうち本庁の課長及び職務の責任の度がこれに相当するものとして病院局長が定める職員に係る特例期間の給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定にかかわらず、一般職員給与条例第6条等の規定に基づき定められた額から当該額に100分の3.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額及び給料の調整額の算出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定により定められた額とする。

(地域手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の額の特例)

第2条 前条に規定する職員に係る特例期間の地域手当の額は、病院局給与規程第2条第1項等の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例第17条の2第2項、第17条の3及び第17条の4の規定(以下「一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定」という。)にかかわらず、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額から一般職員給与条例第6条等の規定に基づき定められた額に100分の1.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる地域手当の月額は、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額とする。

2 前条に規定する職員に係る特例期間の管理職手当の額は、管理職手当規程第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる管理職手当の月額は、同条の規定により定められた額とする。

(1) 前条第1項に規定する職員 100分の10

(2) 前条第2項に規定する職員 100分の5

3 前条に規定する職員に係る特例期間に支給される期末手当及び勤勉手当の額は、病院局給与規程第2条第1項等の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例第25条第2項及び第26条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1) 前条第1項に規定する職員 100分の10

(2) 前条第2項に規定する職員 100分の5

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第2号

新潟県企業局企業職員の給与の特例に関する規程を次のように定める。

令和元年10月18日

新潟県企業管理者 桑 原 勝 史

新潟県企業局企業職員の給与の特例に関する規程

第1条 新潟県企業局企業職員給与規程（昭和30年新潟県電気事業管理規程第4号。以下「給与規程」という。）

第2条第1項の規定により一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第25条第5項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員に係る令和元年11月1日から令和6年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）の給料月額、給与規程第2条第1項の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例第6条、第7条、第8条及び第10条から第13条までの規定（以下「一般職員給与条例第6条等の規定」という。）にかかわらず、一般職員給与条例第6条等の規定に基づき定められた額から当該額に100分の8.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定により定められた額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、一般職員給与条例第24条の2第1項第1号に規定する職にある職員のうち給与規程別表第6に規定する局本庁の課長及び事業所の所長（支給割合3種のものを除く。）に係る特例期間の給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定にかかわらず、一般職員給与条例第6条等の規定に基づき定められた額から当該額に100分の3.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定により定められた額とする。

第2条 前条に規定する職員に係る特例期間の地域手当の額は、一般職員給与条例第17条の2第2項、第17条の3及び第17条の4の規定（以下「一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定」という。）にかかわらず、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額から一般職員給与条例第6条等の規定に基づき定められた額に100分の1.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる地域手当の月額は、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額とする。

- 2 前条に規定する職員に係る特例期間の管理職手当の額は、一般職員給与条例第24条の2第2項の規定にかかわらず、この規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる管理職手当の月額は、一般職員給与条例第24条の2第2項の規定により定められた額とする。

- (1) 前条第1項に規定する職員 100分の10
(2) 前条第2項に規定する職員 100分の5

- 3 前条に規定する職員に係る特例期間に支給される期末手当及び勤勉手当の額は、一般職員給与条例第25条第2項及び第26条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- (1) 前条第1項に規定する職員 100分の10
(2) 前条第2項に規定する職員 100分の5

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

人事委員会規則

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月18日

新潟県人事委員会委員長職務代理者

新潟県人事委員会委員 若月 道秀

新潟県人事委員会規則第6-1833号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則(規則第6-1313号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
(防疫等作業手当) 第13条 (略) <u>2 条例第14条第1項第3号の人事委員会規則で定める家畜伝染病は、次に掲げる家畜伝染病とする。</u> (1) <u>口蹄疫</u> (2) <u>豚コレラ</u> (3) <u>アフリカ豚コレラ</u> (4) <u>高病原性鳥インフルエンザ</u> (5) <u>低病原性鳥インフルエンザ</u> 3 条例第14条第2項の著しく危険であるものとして人事委員会規則で定める作業は、牛又は豚のとさつの作業とする。	(防疫等作業手当) 第13条 (略) 2 条例第14条第2項の著しく危険であるものとして人事委員会規則で定める作業は、牛のとさつの作業とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月18日

新潟県人事委員会委員長職務代理者

新潟県人事委員会委員 若月 道秀

新潟県人事委員会規則第6-1834号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 一般職員給与条例第25条第1項後段及び市町村立学校職員給与条例第26条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）となつたもの ア～エ（略）</p> <p>(3) （略）</p>	<p>第3条 一般職員給与条例第25条第1項後段及び市町村立学校職員給与条例第26条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) その退職し、若しくは<u>失職し</u>、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者</p> <p>(2) その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）となつたもの ア～エ（略）</p> <p>(3) （略）</p>
<p>第9条 一般職員給与条例第26条第1項後段及び市町村立学校職員給与条例第27条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第2号に掲げる者のうち、支給日に勤勉手当に相当する手当が支給されない者については、この限りでない。</p> <p>(1) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>第9条 一般職員給与条例第26条第1項後段及び市町村立学校職員給与条例第27条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第2号に掲げる者のうち、支給日に勤勉手当に相当する手当が支給されない者については、この限りでない。</p> <p>(1) その退職し、若しくは<u>失職し</u>、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月18日

新潟県人事委員会委員長職務代理者

新潟県人事委員会委員 若月道秀

新潟県人事委員会規則第6-1835号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 職員の退職手当に関する条例施行規則（規則第6-183号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（条例第13条第1項に規定する人事委員会規則で定める者）</p> <p>第9条の2 条例第13条第1項に規定する人事委員会規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>	<p>（条例第13条第1項に規定する人事委員会規則で定める者）</p> <p>第9条の2 条例第13条第1項に規定する人事委員会規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> <u>法第28条第4項の規定により失職（法第16条第1号に該当する場合に限る。）した者</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>

第2条 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第3（別紙）を次のように改める。

様式第3 (別紙)

⑯退職事由 【退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があります、適正に記入してください。】			
所属課 (所)長 記載欄	退職者 記載欄	退職の事由	※ 公共職業安 定所記載欄
<input type="checkbox"/>	-----	1 組織若しくは定数の改廃又は予算の減少により過員又は廃職を生ずることによるもの	
<input type="checkbox"/>	-----	2 定年、任用期間満了等によるもの	
<input type="checkbox"/>	-----	(1) 定年による退職(定年 歳)	
<input type="checkbox"/>	-----	(2) 任用期間満了による退職	
<input type="checkbox"/>	-----	3 任命権者からの働きかけによるもの	
<input type="checkbox"/>	-----	(1) 懲戒免職等処分	
<input type="checkbox"/>	-----	(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職	
<input type="checkbox"/>	-----	(3) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分	
<input type="checkbox"/>	-----	(4) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分	
<input type="checkbox"/>	-----	(5) 退職勧奨	
<input type="checkbox"/>	-----	4 職場における事情に起因する退職	
<input type="checkbox"/>	-----	(1) 勤務していた公署の移転により通勤困難となつたため	
<input type="checkbox"/>	-----	(2) 公務上の傷病による退職	
<input type="checkbox"/>	-----	5 職員の個人的な事情に起因する退職	
	<input type="checkbox"/>	(1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があつたため	
	<input type="checkbox"/>	(2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があつたため	
	<input type="checkbox"/>	(3) 家庭の事情の急変(父母の扶養、親族の介護等)があつたため	
	<input type="checkbox"/>	(4) 配偶者等との別居生活が継続困難となつたため	
	<input type="checkbox"/>	(5) 転居により通勤困難となつたため (新住所：)	
	<input type="checkbox"/>	(6) その他(具体的に)	
<input type="checkbox"/>	-----	6 その他(1-5のいずれにも該当しない場合)	
具体的事情記載欄(所属課(所)長用)			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に退職した者が改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則第9条の2第3号に掲げる者に該当する場合には、改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則第9条の2に規定する職員の退職手当に関する条例第13条第1項に規定する人事委員会規則で定める者とみなす。

3 改正後の様式第3については、当分の間、従前の様式によることができる。